

求人者・求職者の皆さまへ

事業所名 株式会社ハイアート 許可番号（13－ユ－３０２３９９）

- 取扱職種の範囲等
 - ・職種は 全職種
 - ・地域は 国内

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を含む）とおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	着手金 1,000,000 円 活動 1 日当たり 30,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000 円 活動 1 日当たり 30,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われた賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の 50% 手数料負担者は関係雇用主とします。

・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 飯田久美子

連絡先 (03)5524-6284

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は人材紹介事業部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者飯田久美子とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者飯田久美子とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は契約書により定められます。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

人材紹介に関する基本契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社ハイアート（以下「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、甲が必要とする人材の採用のため人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

第2条（紹介の内容）

1. 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、該当者（以下「丙」という。）に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。
2. 甲は乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

第3条（選考採用）

甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

第4条（支払い及び時期）

1. 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度の理論年収（税引前支給予定額をいう）の30%相当額及びその消費税を丙の入社翌月末日までに支払う。振込手数料は、甲の負担とする。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。
2. 甲が丙を採用した日から2週間以内に入社に至った場合には、前項の人材紹介の対価を、入社の日から1ヶ月以内に支払うものとする。

第5条（返金規定）

1. 乙が紹介した丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。
2. 乙が紹介した丙が、甲の責に帰すことができない事由によりにより退職にいたった場合、それぞれ採用日から起算して下記のとおり返金するものとする。この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意を持って別の人材の紹介を行う。

記

1ヶ月未満の退社は、第4条に定める対価の80%

1ヶ月以上3ヶ月未満の退社は、第4条に定める対価の30%

3ヶ月以上6ヶ月未満の退社は、第4条に定める対価の10%

第6条（労働条件の明示と確認）

1. 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。
2. 甲は、丙との間で、別途雇用契約を締結しなければならない。

第7条（雇用の責任）

1. 甲及び丙の雇用契約は甲が自己の責任において締結するものであり、乙は、丙の労働の内容及びその成果等につき保証するものではない。
2. 乙は、丙が労働に際して甲に対して損害を与えた場合もその責任を負担しない。

第8条（禁止事項）

1. 甲は、乙より紹介された人材に対し、本契約の手続きによらないで、直接・間接を問わず、営業のためまたは雇用を目的として接触・交渉してはならない。

2. 前項に違反した場合は、甲は乙に対し、接触・交渉した人数1人当たり100万円の違約金を支払わなければならない。

第9条（情報開示事項）

1. 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報を乙は、甲が事前に開示または公開を希望しない旨を書面にて指定した場合を除き、乙が運営または提供するウェブサイト等において開示または公開する。
2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、甲から提供された情報を開示または提供することがある。

第10条（機密保持・個人情報保護）

1. 甲及び乙は、本業務に関して得られた相手方に関する営業上の秘密を本契約以外の目的で利用したり、第三者に開示したりまたは漏洩したりしてはならない。
2. 甲及び乙は、乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）に関する情報でかつ個人の特定ができる情報（以下「個人情報」という）を採用選考の目的の範囲を超えて利用・加工・複写及び複製してはならない。
3. 甲及び乙は、個人情報を漏洩・盗用・滅失・毀損及び改ざんしてはならない。また、あらかじめ本人の同意を得なければ第三者に個人データを提供してはならない。
4. 甲及び乙は、個人情報の管理について安全措置を講じ、データの保全に努めなければならない。
5. 甲及び乙は、個人情報の利用目的が終了したときは、速やかに個人情報を相手方に返却または消去その他適切な方法で破棄しなければならない。
6. 本条の規定は、本契約終了後も期限を定めことなく存続するものとする。

第11条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。但し、本契約の期間満了1ヶ月前までに、甲または乙からその相手方に対し更新拒絶の意思表示をしない場合、本契約はさらに1年間延長されるものとし、以後もその例による。

第12条（契約の解除）

1. 甲又は乙において次に定める事由の一でも発生したときは、その相手方是何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の規定に違反し、相当期間の猶予による督促にもかかわらず履行しないとき
 - (2) 保有する財産に差押、仮差押、仮処分その他の執行を受けたとき、または、破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立をし、若しくは申立を受けたとき
 - (3) 業態が悪化し、またはそのおそれありと認めるべき客観的事由が生じたとき
2. 甲又は乙は、1ヶ月以上の予告期間をもって通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとする。

第13条（契約に定めのない事項等の取扱い）

本契約に定めのない事項については、甲乙別途協議の上決定するものとする。

第14条（合意管轄）

本契約に関する紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第1審管轄裁判所とする。

本契約成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都新宿区下落合 3-17-32 スエナガビル 2 階
株式会社ハイアート
代表取締役 飯田久美子